

第2編 基本計画編

第1章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

この計画は、町職員および一般住民に対し、災害予防または災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図ることを目的とする。

1. 防災知識の普及は、災害予防または災害応急措置の実施の任にある機関が、それぞれ必要事項について行うものとする。

2. 防災知識の普及の方法

- (1) ラジオ、テレビまたは新聞、広報紙、DVD、インターネットによる普及
- (2) 映画、スライド等による普及
- (3) 広報車の巡回による普及
- (4) 防災行政無線放送による普及
- (5) 講習会等による普及
- (6) 自治会等による防災訓練等による普及
- (7) 学校教育、社会教育の機会を活用しての普及

3. 防災知識の普及に当たっては、徹底を図る必要のある次の事項を重点的に行うものとする。

- (1) 防災気象知識および危険物に関する知識
- (2) 地域防災計画の概要
- (3) 災害予防措置
 - ア 火災予防の心得
 - イ 台風襲来時の家屋の保全方法
 - ウ 雨期への備え
 - エ 地震・津波の心得
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ 船舶等の避難措置
- (4) 災害応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事務
 - イ 災害の調査および報告の要領、連絡方法
 - ウ 防疫の心得および消毒方法、清潔方法等
 - エ 災害時の心得
 - (ア) 災害情報の聴取および聴取方法
 - (イ) 停電時の照明
 - (ウ) 非常食料、身回り品等の整備および貴重品の始末
 - (エ) 屋根、雨戸等の補強
 - (オ) 排水溝の整備
 - (カ) 避難に関わる用語の意味と内容
 - (キ) 避難の方法、場所、時期の周知方法
 - (ク) 火気の始末
- (5) その他災害の態様に応じてとるべき手段、方法等

4. 普及の時期

防災知識の普及時期は、5月の「水防月間」、6月の「土砂災害防止月間」、9月の「防災週間」を中心に、自主防災組織等と協議の上、効果のある時期を選んで行うものとする。

5. 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際には、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

第2節 防災訓練計画

この計画は、各種災害の発生に備え、防災関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、迅速かつ適切な救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等、実践的かつ総合的な訓練を実施することにより、有事即応の態勢を確立することを目的とする。

1. 訓練の種類

(1) 地区別個別訓練

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に推進するため、地区の特性に応じて、関係機関および地域住民と共同した防災訓練を実施する。

また、訓練の実施後は、評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じて訓練実施方法や体制の改善を行うものとする。

(訓練項目)

- ア 水防工法訓練
- イ 炊き出し訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出訓練
- オ 救護訓練
- カ 応急復旧訓練
- ク その他

(2) 図上訓練

災害対策関係各機関の指揮者が災害の実態に即して、的確な判断のもとに指揮命令を迅速に伝達するよう図上で総合防災訓練を行う。

(3) 消防訓練

消防技術の練磨および習熟を図るために実施する。

(訓練項目)

- ア 非常招集訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 中継送水訓練
- オ その他

消防団が行う新入団員訓練・幹部訓練および放水大会についても、消防訓練の一環とする。

(4) 水防訓練

河川、溜池等の水防訓練は、夜間の暴風雨の中で作業を行う場合も想定して、迅速かつ的確に推進できるように実施する。

(訓練項目)

- ア 観測訓練
- イ 工法訓練
- ウ 避難訓練
- エ 通報訓練
- オ 動員訓練
- カ 輸送訓練
- キ その他

(5) 非常無線通信訓練

災害が発生した場合に、通常業務の情報より、災害情報を最優先して通信をしたり、有線途絶時の無線統制をして、通信内容の確実な伝達について十分な効果をあげることができるよう訓練を実施する。

(6) 避難訓練

学校および各施設等において避難訓練を実施する。

(7) 自主防災組織訓練

自主防災組織単位または他組織との連携による防災訓練を実施することとする。

2. 訓練実施要領

防災訓練を行う場合は、各訓練参加機関と協議して、あらかじめ訓練実施要領を策定する。

第3節 消防団の育成強化

災害発生時に地域防災の中核として消防団の果たす役割は大きい。その育成強化策として、近年、団員の減少や高齢化等の課題を抱えることを踏まえ、消防団員の維持・確保方策の充実、組織・運用の改善、自主防災組織との連携等の取り組みを進めていく必要がある。

1. 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年12月施行）」に基づき、住民の積極的な参加をもとに、地域防災力の充実強化を一層推進する。

(1) 消防団の強化等

地域防災力の強化では、住民、自主防災組織、消防団、行政、防災関係機関等の多様な主体が適切に役割を分担しながら、相互に連携協力して取り組むことが重要である。そこで、災害が発生した場合、地域に密着して、即時に対応可能な消防団が地域対応の中核的な役割を果たすことを踏まえ、以下の取り組みを進める。

ア 消防団員の能力活用

消防団の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものである。これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を深め、消防団への参加、協力への環境づくりを進める。

イ 消防団への加入促進

町は、自発的な奉仕の精神を前提とした団員を確保するに当たって、地域住民と協力しながら、次世代を担う若者等に対して、理解と協力を要請する。

ウ 公務員の消防団入団の促進

公務員が消防団員として活動することで、地域防災の推進を図る上で地域住民から理解を得られやすくなるとともに、公務員の消防防災行政への一層の理解と自覚促進が図られる。そのため、町は、公務員の積極的な入団促進に努めるものとする。

エ 事業者への協力要請

消防団員を確保、育成するに当たっては、事業者の消防団活動に対する理解と協力が不可欠であるため、町から、事業者へ協力の要請を行うものとする。

オ 消防団協力事業所表示制度の活用

消防団活動に対する事業者の理解・協力に対し、謝意を伝え、引続き支援していただくための方策として、消防団協力事業所表示制度の普及を図り、関係事業所の顕彰に努めることとする。

カ 消防団員の処遇改善

地方公共団体の非常勤特別職である消防団員の処遇に関し、報酬および出動手当について、近隣市町の状況を考慮の上、必要に応じて改善を図るものとする。

(2) 地域における防災体制の強化

ア 消防団と連携した地域リーダーの養成

大規模災害が発生した場合は、消防、自衛隊、警察等による救助活動のほか、自主防災組織等において、消防機関による初動対応が行われるまでの間、初期消火や要配慮者の避難誘導等の役割が期待されている。町は、これらの活動を円滑に行えるように、教育訓練を受けた消防団（消防団員）と連携して、日頃の防災教育、防災訓練に加え、地域の防災リーダー養成のための取り組みを推進する。

イ 自主防災組織等に対する資機材等の援助

町は、災害時に消防団と自主防災組織等が連携して活動するために必要となる救助・救護用資機材、初期消火用資機材の整備に取り組むものとする。

第4節 民間防災組織の確立

災害時における被害の認定、食料、飲料水等生活必需物資の配給、被災者の安否確認、死体の搜索収容、身元確認、避難立退きの受け入れ、炊き出し、応急復旧作業等の災害応急活動は、町、県等の行政機関だけではなく、民生委員・児童委員、農協、漁協、商工会、赤十字奉仕団、PTA、女性団体等の協力できる広範囲の組織機関があつて、はじめて成果が期待できるものである。

このため、これらの団体の性質、地理的環境等を十分考慮の上、具体的な役割を分担し、災害応急活動が効率的に処理できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

1. 産業団体

災害時において、被災農林業者・水産業者・商工業者等が緊急に必要とする資金の融通、資機材の供給等を行うため、長崎西彼農業協同組合時津支店、大村湾漁業協同組合、西そのぎ商工会時津支所等を協力団体として依頼し、産業復興の支援体制を確保するものとする。

2. 赤十字奉仕団、社会福祉協議会等

赤十字奉仕団、社会福祉協議会等を災害時における炊き出し、物資の配給、保健衛生、その他被災者の保護活動の推進団体として協力を求め、その育成支援を図るものとする。

3. 社会教育関係団体等

防災思想を普及し、災害時における危険を伴わない軽易な作業の協力を得るため、PTA、女性団体、青少年団体等の育成指導を行う。

第5節 自主防災活動計画

災害に対処するには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という協同の精神と互助の精神等に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、重要である。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、必要に応じて支援に努め、自主防災組織の育成強化を図るものとする。

1. 自主防災組織

1 自治会に1 自主防災組織とし、町全域に組織する。また、必要な資機材の提供や活動の支援を町が行い、防災組織が主体となって、避難訓練の実施や防災意識の啓発活動等を実施することとする。

自主防災組織結成状況

自治会総数	自主防災組織結成数	比率 (%)
19	19	100

2. 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は次のとおりとする。

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 家庭内の防災に関する話し合い
- ウ 地域における災害危険箇所の把握および危険度の理解
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災資機材の備蓄
- カ 災害時における避難（場）所、避難誘導方法、避難路および最寄りの医療機関の確認
- キ 石油ストーブ、ガス器具等の耐震自動消火等火災予防措置の実施
- ク 家屋の補強およびブロック塀等の転倒防止
- ケ 家の中の家具類および落下倒壊危険物の対策
- コ 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
- サ その他必要な活動
- シ 地域の避難行動要支援者および避難支援の方法の確認

(2) 災害発生時の活動

- ア 災害情報の正確な収集、伝達
- イ 飲料水、食料、燃料等非常持出品の準備
- ウ 避難行動要支援者等への避難誘導支援
- エ 火災予防措置および初期消火の実施
- オ 負傷者の応急手当および軽傷者の救護
- カ 初期の救出救助
- キ 適切な避難
- ク 自力による生活手段の確保
- ケ 地域の避難所の開設・運営の支援
- コ 給食給水
- サ その他災害時に必要な活動

(3) 防災知識の普及啓発活動

町は、住民一人一人が正しい防災知識を持つように、各自主防災組織に対して研修会等を実施し、平常時および災害発生時の活動、任務等について確認しておくものとする。

普及啓発事項としては次のようなことを行う。

- ア 風水害、地震等災害に関する基礎的な知識
- イ 災害危険箇所の把握、確認の方法
- ウ 情報の収集、伝達体制
- エ 避難情報と取るべき避難行動、避難のタイミング
- オ 初期消火、出火防止対策
- カ 救出救護対策
- キ 避難誘導対策
- ク 避難行動要支援者対策

(4) 自主防災組織内の編成および任務

組織内においては、各構成員の任務分担を明らかにして、災害発生時の行動に対して万全の備えを整えておく。

- ア 広報伝達班
- イ 消火防火班
- ウ 避難誘導班
- エ 救出救護班
- オ 生活物資供給班

(5) 防災訓練の実施

自主防災組織が防火訓練を行うに当たり、他の地域の自主防災組織あるいは地域内の学校や事業所、ボランティア団体等とも連携を図るとともに、町単位、あるいは県の総合防災訓練等にも積極的に参加するように努めるものとする。

防災訓練は、各地域におけるさまざまな条件を把握した上で、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者に重点を置いた内容とする。

- ア 情報の収集および伝達の訓練
- イ 出火防止および初期消火の訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出および救護の訓練
- オ 炊き出し訓練

(6) 防災資機材の定期点検の実施

自主防災組織が地域において効果的な防災活動を行えるように、防災活動用の資機材の整備および点検を定期的に行うものとする。

(7) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や自治会等と連携を密にして活動していくものとする。

3. 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

町は、災害時において、町社協が運営するボランティアセンターなどの関係機関と連携してボランティアの登録を行うとともに、県の支援を受けてコーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等ボランティア活動の環境整備に努める。

4. 地域防災リーダーの育成

町は、県と協力し、災害時に地域の意見をまとめ、平常時の災害予防対策を推進し、また、災害応急対策等にリーダーとして活動できる人材の育成を次のような方法で進める。

- (1) 地域振興、防災、社会教育等の関係部局が連携して、自治会、事業所、各種団体に働きかけ、防災に精通した人材（地域防災リーダー）を育成する。
- (2) 地域防災リーダーとして活躍できる人が人材の育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討・実施する。
- (3) 地域防災リーダーが地域や団体内だけで活動するのではなく、相互に情報を共有し、連携して活動できるよう支援する。

5. 事業所等の自主防災活動

(1) 事業所の自主防災活動

事業所は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携して、事業所および関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの実情に応じて、おおむね次のことを行うものとする。

- ア 防災訓練
- イ 従業員等の防災教育
- ウ 情報の収集、伝達体制の確立
- エ 火災その他災害予防対策
- オ 避難対策の確立
- カ 応急救護等
- キ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

(2) 来訪者等に対する支援

地理不案内な来訪者等が多く利用する事業所等では、(1)に加えて、来訪者等の避難誘導方法の確立と従業者等の教育を行うものとする。

また、町、宿泊施設等の事業所は連携して、来訪者等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等の支援を円滑・迅速に行える仕組みについて検討する。

資料編：自主防災組織結成状況一覧表

第6節 防災業務施設の整備計画

この計画は、災害の発生および拡大防止のため、通信施設および消防・救助用具の確保と整備ならびに負傷者の救助を迅速に実施することを目的とする。

1. 通信施設整備計画

(1) 防災行政無線の整備

災害を伴う異常気象の発生が予想される場合、地域住民に対し速やかに気象状況および避難誘導等の情報伝達を図るとともに、災害が発生した場合の情報収集およびその対策について、緊密な連絡がとれるよう防災行政無線の整備を図る。

防災行政無線の整備状況

同報系	親局	再送信局	屋外拡声子局 アンサーバック無し	屋外拡声子局 アンサーバック有り	戸別受信機
	1	1	30	13	75

移動系	固定局 (親局)	基地局 (中継局)	移動局 (車載局)	移動局 (携帯局)	移動局 (可搬局)
	1	1	18	8	1

2. 水防、消防および救助施設等整備計画

(1) 水防関係

水防倉庫として、既存の消防倉庫を活用する。

各消防分団は、土のう等を常時準備し、災害に備える。

(2) 消防関係

町における消防施設の現況は資料編のとおりである。水利施設の充実および施設の老朽化等に対しては、年次計画に沿って、その整備充実に努める。

資料編：消防ポンプ自動車等現有台数
消防水利施設

ア 消防施設の整備

消防施設は、「消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）」および「消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）」に基づいて整備する。

3. 救助関係

救助用具および物資は、町および消防団において整備する。

町が所有する救助関係機材については、資料編「救助関係機材」のとおりであるが、必要に応じて用具・物資の整備増強を図るとともに、非常時には、他団体の協力も要請する。

救助活動は、町以外の関係各機関および町内各医療機関の援助を得て行う。

資料編：救助関係機材

第7節 災害備蓄物資および資機材の確保計画

1. 主要食糧の確保

災害救助用米穀の供給が必要と判断される場合は、県、もしくは農林水産省政策統括官に政府所有米穀の引渡しに係る要請を行う。

なお、農林水産省政策統括官へ直接要請した場合は、県へ要請書の写しを送付する。

2. 衣料、生活必需品、医薬品等の確保

(1) 衣料、生活必需品等

災害に係る衣料、生活必需品等の救援物資については、救援物資等の協力・供給に関する協定締結事業所の協力を求め、被災者に対して支給または貸与を行う。

(2) 医薬品

災害のために医療が混乱した場合に備え、救援物資等の協力・供給に関する協定締結事業所の協力を求め、緊急用医療品等を迅速に供給できるように努める。

また、災害時における防疫措置の徹底を図るため、防疫用医薬品を緊急に確保できるように、その流通状況を把握しておく。

(3) 感染症対策物資

避難所等での感染症拡大防止のため、マスク、消毒液、パーティション等の感染症対策物資の備蓄を行うとともに、救援物資等の協力・供給に関する協定締結事業所の協力を求め、感染症対策物品等を迅速に供給できるように努める

3. 土木建築資材の確保

(1) 工事用特殊車両や復旧資材

工事用特殊車両や復旧資材等を迅速に確保できるように、大規模災害支援協定を締結した長崎河川国道事務所との連絡体制を確認しておく。

(2) 水防資機材（土のう袋、鋼杭）

町は、水防倉庫その他の資材備蓄場を設け、実情に応じ資機材を準備しておくものとする。

第8節 避難(場)所避難路の整備計画

1. 避難(場)所の設定

各種災害の発生を想定し、住民の生命および身体の安全を確保するために、公園、学校等公共的施設を対象に、地域の人口や経路等を考慮し、避難(場)所の設定を行う。なお、設定に当たっては次の事項を基本とする。

- (1) 予想震度に対する耐震性を十分考慮すること。
- (2) 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となり得る河川等に十分配慮すること。
- (3) 指定緊急避難場所に位置付けられた都市公園については、避難(場)所、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ等の整備が容易に図られること。また、施設については、災害応急対策施設や避難収容施設としての機能を有していること。
- (4) 避難時の河川の横断は、可能な限り避けること。
- (5) 各避難場所には、貯水槽、通信機器等避難の実施に必要な施設、設備が備わっているとともに、テレビ、ラジオ等災害情報の入手のための機器があること。
- (6) 避難生活に必要な食料、水、非常用電源、常備薬、毛布等の物資が容易に供給できること。

2. 避難路の整備

避難者が避難場所に安全に到達できるよう、避難誘導の標識を設置する等、住民への周知に努める。また、指定に当たっては、次の事項を基本とする。

- (1) 避難道路の交差はないものとし、一方通行を原則とする。
- (2) 避難道路沿いには、危険物がないこと。

第9節 災害危険区域の設定

1. 目的

洪水、地すべり、山崩れ、火災その他の異常な現象により、災害の発生する恐れのある地域について、災害の発生を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐための必要な対策および事前措置を迅速的確に実施するために、あらかじめ調査を実施しその実態を把握する。

2. 危険箇所および区域

(1) 水防上重点をおくべき区域

土石流危険溪流箇所、地すべり等危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の数については、資料編のとおりである。

(2) 水防上、注意を要する溜池

町内の水防上、特に注意を要する溜池は、資料編「ため池一覧表」のとおり。

(3) 巡視箇所

町内における災害等により危険が予想される箇所をあらかじめ町、地元消防団で確認し、危険が予測される場合は巡視し、実態の把握に努める。

資料編：二級河川・準用河川・普通河川

ため池一覧表

土石流危険溪流一覧表

地すべり危険箇所一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

急傾斜地崩壊危険区域指定地

砂防指定地

第10節 火災予防計画

この計画は、火災を未然に防止し、または火災による延焼の拡大を防ぐことを目的とする。

1. 火災予防運動と防火思想の普及

町は、毎年春と秋、2回の全国火災予防運動期間中は、広報紙、ホームページ、広報車等による広報を実施するとともに、消防車によるパレードを実施する。また、防火に関する知識の普及活動は、関係機関、自治会等と協力して行う。

なお、地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害となる可能性が高いので、家庭内にある火気を使用する器具等に対する取り扱いの指導を行う。

また、建物火災による死者のうち、住宅火災による死者が9割である。また、その半数は逃げ遅れが原因であることを踏まえ、住宅用火災警報器の設置および維持管理の徹底を図る。

2. 火災予防指導

町は、長崎市に消防事務を委託しており、長崎市北消防署浜田出張所および町消防団の協力を得て、自治会等における初期消火訓練等の活動強化を図る。

また、事業所の防火管理者等に対して、消防計画の策定指導、消防用設備の維持管理等の指導を行っているが、今後とも指導を強化し、防火思想の普及徹底を図る。

3. 予防査察の強化

予防査察について、長崎市消防局が、定期的に工場、病院等の事業所の指導を行う。

また、一般家庭についても、春季・秋季の火災予防運動時に住宅密集地区を重点に実施する。

4. 消防調査

長崎市消防局および町消防団は、火災が発生した場合に適切な活動ができるよう次の事項について定期的に調査を実施する。

(1) 消防地理調査

地形、通路、川、建物その他災害防御上注意を要する箇所

(2) 消防水利調査

防火水槽、消火栓、河川、貯水池、プール等の消防用水利

5. 消防力の強化

消防力の充実強化を図るため、次のことを推進する。

(1) 消防水利の確保および整備

(2) 消防車・消防ポンプの整備点検

(3) 通信施設の整備

(4) 消防団員に対する消防技術の育成

(5) 民間防火組織の育成推進

6. 山火事の防止

山火事防止のため広報板等を設置し、山火事防止の注意を呼びかける。

7. 文化財の災害予防対策

(1) 実施責任者

予防対策指導は町教育委員会および県教育委員会が実施する。

(2) 文化財予防対策

ア 予防施設、設備の整備

(ア) 文化財保管設備の設置

耐震耐火の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を必要に応じて行う。

(イ) 消火設備の整備

消火器、防火水槽、その他の消火設備等の点検整備を行う。

(ウ) 警報設備その他の防護設備の整備

火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等、必要に応じて整備の検討を行う。

イ 予防対策指導

(ア) 管理体制の整備

防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等の確立と近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。

特に消防機関等との連絡を密にし、夜間における警備と防災の徹底を図る。

(イ) 火気禁止区域等の設定

建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域や史跡・名勝などに指定されている物件を対象とした火気禁止区域等の指定を検討するとともに、注意標札の設置、不審者の侵入防止等の予防措置の促進を図るものとする。

(ウ) 搬出方法の指導

文化財は、特殊な構造となっているものが多く、慎重な取り扱いを要するので、所有者、近隣者、または消防関係者に取扱方法、搬出方法等の指導を実施する。

(エ) 文化財の保全診断を定期的実施するよう努める。

(オ) 文化財防火デー

1月26日は文化財防火デーである。こうした文化財防火デーに合わせて、防火思想の普及や防火訓練等を計画して緊急時に対応できるよう努める。

資料編：時津町消防団編成表

第11節 危険物等災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品は、その貯蔵または取扱上の不備が直ちに災害発生の原因となり得る。そのため、これらを取り扱う施設の関係者は、自主的な保安対策を講ずる必要があり、危険物災害の発生と被害の拡大を防止するために施設の関係者と協力しながら、災害の予防に努める。

1. 応急対策等

災害を最小限に食い止めるよう下記事項について、関係者との連携を図る。

- (1) 施設毎の防災計画に関すること。
- (2) 施設毎の従業員による自衛消防隊の訓練に関すること。
- (3) 常日頃から消防機関と連絡を密にし、報告・連絡系統を整備すること。
- (4) 火災、爆発等に備え、住民の避難路、避難（場）所等を確保すること。
- (5) その他必要な措置をとること。

2. 危険物施設等の現況

町内における危険物施設は、資料編のとおりである。

資料編：危険物施設

第12節 都市災害予防計画

1. 都市の防災構造化の推進

災害に強いまちづくりのため、市街地の面的整備や、防災に資する各種都市施設の総合的かつ一体的整備に配慮しつつ、次の施策を推進する。

- (1) 災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりの推進に努めるものとする。
- (2) 消防活動が容易でない場所の解消に資する通路確保を推進する。
- (3) 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する公共施設等を確保し、相互の連携により、地域の防災活動拠点とする。
- (4) 避難（場）所、避難路等、防災上重要な地域における建築物の不燃化を図るものとする。

2. 避難（場）所・避難路の確保・整備

- (1) 災害発生時の避難活動や救援活動等については、幹線道路、河川等の公共施設に十分に配慮しつつ、避難（場）所を体系的かつ計画的に指定するものとする。
- (2) 地域防災計画に位置付けられた都市公園については、避難（場）所、避難路としての機能強化を図るため、トイレ、緑地等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の確保に努めるものとする。なお、これらの施設整備に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。

3. 防災拠点の確保・整備

防災拠点について、その機能をより一層効果的に発揮するよう、必要に応じて防災上地域の核的施設となる小学校・中学校、病院、福祉施設等や避難路、物資の補給路等となる道路に隣接した地域に、都市公園を配備するよう努めるものとする。

第13節 建築物災害予防計画

1. 防災上重要な建物の整備

災害対策では、迅速かつ正確な情報伝達、適切な指示および安全な避難場所の確保が要求される。町は、これらの活動を円滑に進めるため、公共施設や医療機関、保健・福祉等の施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努めるものとする。

2. 建築物等の安全化

- (1) 学校、医療機関等、防災対策上特に重要な施設の不燃化
- (2) 薬品を管理する施設およびボイラー施設等危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備
- (3) 建築物の落下物対策およびブロック塀等の安全化
- (4) 機能維持のためのライフライン施設の強化とバックアップ体制
- (5) その他建築物災害予防に必要な措置

3. 特殊建築物の災害予防対策

(1) 特殊建築物の範囲

学校、体育館、病院、集会場、展示場、市場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、汚物処理場、その他これらに類する用途に供する建築物

(2) 特殊建築物の予防対策

ア 特殊建築物の安全性を確保し災害を防止するため、建築基準法第12条に基づく指定建築物を把握し、保安状況の定期調査の報告を指導する。

イ 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事業場等、多数の者が出入りする建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置および消防計画の策定等を促進し、あわせて予防査察の励行および火災予防の徹底を図る。

ウ 建築監視員制度の実施

建築基準法の定めるところにより、県に建築監視員の派遣を要請し、違反建築物等に対する使用禁止、工事停止等の必要な措置を行い、建築物および人命等の安全確保を徹底する。

4. 教育施設の災害予防対策

(1) 老朽危険校舎の改築の促進

ア 老朽危険校舎の改築促進に努力するが、木造、鉄骨造の場合の火気使用箇所には、不燃材を使用し、防災対策を講ずるものとする。

イ 早急に改築困難なものは、必要に応じて応急補強工事の施工促進を図る。

(2) 学校防災対策

ア 学校を新設するときは、校地の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、がけ崩れなどの自然的環境を考慮し、また、災害発生時の避難通路の確保等、災害防止の諸問題について、十分検討の上、位置の決定を行う。

イ 学校施設の建築（改築、改修）に当たっては、防災施設の設置に万全を期するとともに、当該施設の緊急避難設備の整備を図る。

ウ 火災防止対策では、関係機関との連携を密にして、その予防および初期消火に必要な消防用水利の確保と、火災報知設備、消火器、バケツ等資機材を整備する措置を講ずるものとする。

エ 浸水危険のある箇所については、関係機関と協議して必要な対策を講じるとともに、避難通路の整備を図る。

5. 宅地等の災害予防対策

(1) 対象とする宅地等の範囲

農地、採草放牧地および森林ならびに道路、公園、河川、その他宅地造成等規制法施行令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地。

(2) 対策の目的

大地震や豪雨等の自然災害により、宅地等が大規模に被災した場合に適切な応急対策を講じて、二次災害の軽減、防止および被災宅地の円滑な復旧に資することを目的とする。

(3) 宅地等の予防対策

ア 災害が発生した場合に危険が予想される地域、地区の調査を行い、二次災害の軽減および防止のための情報の把握に努める。

イ 被災後の宅地等の調査・判定を行う被災宅地危険度判定士の養成・登録および派遣のための訓練を行う。

※ 被災宅地危険度判定士とは、被災地において、地元市町村または都道府県の要請により被災宅地危険度判定を行う技術者のこと。被災宅地危険度判定士は、被災宅地危険度判定連絡協議会または都道府知事が実施する養成講習会を受講し、登録をうけた土木、建築等の技術者である。

6. 県内における体制の整備

町と県および関係団体による「長崎県建築物等総合防災対策推進協議会」において、各構成団体の連携の下、建築物および宅地等に係る予防対策を相互に関連づけ、情報の合理的、効率的な蓄積と発信を図る。

第14節 道路災害予防計画

1. 道路の現況

町の道路は、一般国道206号・207号、川平有料道路、長崎漁港臨港道路、町道（一級・二級・一般）から構成されている。

国道および長崎漁港臨港道路については県、川平有料道路は長崎県道路公社、町道は町で管理している。

2. 道路パトロールの実施

(1) 目的

道路の構造を保全し円滑な交通を確保するため、道路状況や交通事情を確認し、課題対応に努めるとともに、頻発する交通事故等を未然に防止する。

(2) パトロールの実施

ア 通常パトロール

イ) パトロール回数

交通量の多い道路については定期的に実施

ロ) パトロール事項

- ① 沿道区域の異常欠陥の発見
- ② 路面、路肩、構造物の外観、交通安全施設等の損傷状況の確認および原因の発見
- ③ 道路上の工事に関する交通の確保ならびに標識および危険防止施設の設置状況等の監視
- ④ 道路の不法占用、不法使用等の取締まり
- ⑤ 降雨時の排水状況および路側崩壊、崩土、落石等の有無の確認
- ⑥ 道路占用工事に伴う路面復旧状況の確認

ハ 異常時のパトロール

台風豪雨等の異常な天然現象に対しては、あらかじめ危険と思われる箇所を重点的にパトロールするとともに、事後においては、速やかにパトロールをして被害の早期発見に努め、交通規制等の措置を講じなければならない。

(3) 報告書等の作成

パトロール員は、パトロール後速やかに報告書を作成の上、所属長（町においては都市整備課長）に提出しなければならない。

(4) 応急防護措置

所属長（町においては都市整備課長）は、パトロール員からの報告に基づき、速やかに必要な措置を講じるものとする。ただし、措置までに日時を要するものについては、直ちに、危険防止または交通事故防止のため、簡単な障害物の除去等取り得る限りの応急措置を講じなければならない。

(5) 交通規制

交通規制については、関係機関に情報を伝達するとともに、通行者に対し、情報の提供を行うよう努めなければならない。

ア 道路標識の設置

イ 迂回路の指示

ウ 緊急車両等の通行

エ 規制の解除

第15節 防災営農指導計画

1. 指導組織

各種の気象災害による農作物等の被害を防除するため、町、県および長崎西彼農業協同組合等が中心となって、必要な技術指導を行うものとする。

2. 指導対策

各種の災害が発生した場合には、専門事項（農業経営、果樹、野菜、花き、病虫害、土壌肥料等）について、試験研究機関等に災害別による対応方策を確認して災害防除技術対策を早急に講ずる。

3. 防災営農方式の確立

町は、県および長崎西彼農業協同組合等と連携して、地域の特性と発展の方向に応じ、水稻、果樹、野菜、その他商品作物を組入れた防災営農方式の確立に努める。

第16節 生活福祉に係る災害予防計画

1. 生活福祉に係る防災体制の整備

(1) 避難所および応急仮設住宅の管理運営から、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦等の要配慮者に対する保健福祉のサービスの提供等に、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。

ア 災害時の業務増を踏まえた十分なシュミレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行う。

イ 要配慮者へ適切に対応するため、福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備する。

ウ 必要に応じ、災害時における民生行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町間災害援助協定を締結することに等により、相互協力体制を確立する。

エ 住民のプライバシーについて十分な配慮を行いつつ、在宅の要配慮者の状況を把握する。

(2) 生活福祉に係る防災体制の整備に関しては、県から必要な指導・助言その他の支援を受けて行う。

2. 保健福祉事業者の災害に対する安全性の確保

(1) 町は、県と協力し、保健福祉サービスを災害時においても提供できるようにするため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

ア 国庫補助制度等の積極的な活用により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保すること。

イ 社会福祉施設等の職員および利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うとともに、施設管理者に対し、災害対応に必要となる施設・設備や資機材の点検、入所者の避難方法、災害時の新たな入所者の受け入れへの対応等について検討すること。

ウ 社会福祉施設等の職員および利用者に対し、避難訓練を実施すること。

エ 災害時において、すでにサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。

(2) 町は、県と協力し、保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報機、避難用具等の整備保全および電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

3. 要配慮者に対する安全対策の推進

高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者に対して、防災知識の普及、避難誘導、救護対策等について、平常時から情報提供および啓発に努める。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

町および社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や幼稚園、保育所等における高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者への安全確保対策を次のように推進する。また、町は、県と協力し、施設の管理者が実施する安全確保策に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

ア 施設の管理者は、施設や設備等の点検に努める。

イ 施設の管理者は、非常用食料(乳幼児の保護施設はミルク)等の[※]流通備蓄による確保を目指す。

※ 流通備蓄とは、災害救援物資等を購入して直接、備蓄する「現物備蓄」に代えて、事業者が取り扱う商品または在庫品を災害発生時の救援物資に充てるもので、その流通段階にある物資等を指している。流通備蓄では、長期保存ができないものの供給を可能にしたり、更新費用や倉庫代などの軽減を図ることができる。

ウ 施設の管理者は、介護用品(紙オムツ、尿取パット、タオル)等を流通備蓄による確保を目指す

す。

エ 施設の管理者は、あらかじめ入所者の避難誘導方法を定め、職員および入所者に周知を図る。

(2) 避難行動要支援者の災害予防対策

町は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、「時津町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づく避難行動支援を行うものとする。

災害対策基本法では、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、避難に特に支援を要する者の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成することが、町長に義務付けられている。また、市町村長は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という）を作成するよう努めなければならないとされている。

町は、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定、以下「取組指針」という。）等を参考に、「時津町避難行動要支援者避難支援プラン」を策定し、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。また、地域防災計画の下位計画として「時津町避難行動要支援者避難支援プラン」を位置づけ、次の対策のほか、細目的な内容を定め、避難行動要支援者の「自助」と地域の「共助」を基本として、迅速かつ的確な避難支援体制の整備を図る。

なお、「避難行動要支援者」とは、要配慮者のうち、次のイ（ア）「①避難行動要支援者の対象」に挙げる者が、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

ア 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者を把握し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

なお、町は、次の事項に留意し把握等を行う。

(ア) 避難行動要支援者の所在把握

① 町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、避難行動要支援者がどこに住んでいるのか、どのような支援が必要なのか等の情報を取りまとめる。

また、平常時から避難行動要支援者と接している福祉課・高齢者支援課・町社会福祉協議会の職員、民生委員・児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

② 町は、自治会等による地域の避難行動要支援者の所在把握の取り組みを推進する。

(イ) 避難行動要支援者の情報管理

① 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。

② 災害時における関係機関の役割を踏まえ、避難行動要支援者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。

③ 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏えい防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。

なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

イ 避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成

(ア) 避難行動要支援者名簿の作成・更新

町は、総務課と福祉課、高齢者支援課が連携の上、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に

努める。

- ① 避難行動要支援者の対象

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する者

 - a 要介護3・4・5の認定を受けている者
 - b 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所有する者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者を除く。）
 - c 療育手帳A1・A2を所持する者
 - d 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
 - e 町の障害福祉サービスを受けている難病患者
 - f 上記に準じる状態であって、町が支援を必要と認めた者
- ② 避難支援等関係者
 - a 自治会等
 - b 民生委員・児童委員
 - c 町消防団
 - d 町社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者等の関係機関団体
 - e 時津警察署
 - f 長崎市北消防署
- ③ 名簿作成に必要な情報の入手方法
 - a 住民基本台帳
 - b 介護保険受給者台帳
 - c 身体障害者更生指導台帳
 - d 療育手帳管理台帳
 - e 精神手帳・精神医療管理台帳
 - f 町福祉課および高齢者支援課より提供
 - g 県福祉保健部に提供依頼
 - h 町社会福祉協議会に提供依頼
 - i 希望者による情報提供（避難行動要支援者の範囲外の者）
- ④ 名簿の記載事項
 - a 氏名
 - b 生年月日
 - c 性別
 - d 郵便番号
 - e 住所または居所
 - f 行政区
 - g 電話番号
 - h 避難支援等を必要とする事由
 - i 世帯主名
 - j 続柄
 - k 同居者の有無

(イ) 避難行動要支援者名簿情報の提供・取り扱い

町は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自治会など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度の避難行動要支援者名簿情報を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じ

ることその他当該名簿情報に係る避難行動要支援者および第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じる。

なお、以下の点についても留意する。

- ① 避難行動要支援者名簿情報は、避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ② 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ③ 災害対策基本法第49条の13の規定に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ④ 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿情報の保管を行うよう指導する。
- ⑤ 受取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう指導する。
- ⑥ 避難行動要支援者名簿情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取り扱う者を限定するよう指導する。
- ⑦ 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況を報告させる。
- ⑧ 避難行動要支援者名簿情報の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催する。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

- ① 住民基本台帳（必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する）
- ② 避難支援等関係者による名簿の確認（転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを周知する。）
- ③ 関係機関からの情報提供（例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。）

※ なお、避難行動要支援者の状況に対応するために、町は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこととする。また、更新する期間や仕組みについては、他市町の状況等を確認し検討を加えるものとする。

(エ) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

- ① 町は、自然災害発生時、または災害発生のおそれがあるときに避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難情報の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令する。
- ② 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達および早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令および伝達に当たっては、以下の点に留意する。
 - a 避難行動要支援者が安全な避難ができるタイミングで避難情報の発令および伝達を行う。
 - b 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
 - c 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なるので、適切な方法を選択する。
 - d 高齢者や障害者に合った必要な情報を選んで流すこと。
- ③ 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等での災害情報の伝達機能も活用するなど、情報伝達を行う。

(オ) 避難支援等関係者の安全確保等

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、次のことに留意して、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくものとする。

る。また、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿情報の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。

- ① 避難行動要支援者や避難支援関係者を含めて地域住民で話し合っ規則を決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらう。
- ② 町は、あらかじめ自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。また、把握した情報は、個人情報保護法等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するとともに、避難訓練を実施するなど、連携の強化に役立てる。
- ③ 町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を備えた福祉避難所の確保等に努める。
- ④ 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる避難（場）所、大きな字で見やすい表示板等の避難行動要支援者に配慮した防災基盤整備に努める。
- ⑤ 難病患者への対応のため、町は、県と情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

(カ) 個別避難計画の作成・更新

町は、避難行動要支援者一人一人の避難支援が迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを、避難行動要支援者ごとに、避難行動要支援者本人の同意を得て、個別避難計画が策定されるよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、同意が得られず個別避難計画の作成ができていない避難行動要支援者については、引き続き、当該避難行動要支援者本人の同意が得られるよう働きかけるとともに、当該避難行動要支援者の避難支援が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報提供その他必要な配慮を行う。

個別避難計画の策定については、自治会等の地域を中心として行い、必要に応じて、民生委員・児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員、町社会福祉協議会、地域包括支援センター等の協力を求めることができる。

個別避難計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人一人の避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法や避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。

なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に、消防団員や民生委員・児童委員等の避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。

(キ) 個別避難計画作成の同意

町は、個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者本人の同意を得なければならない。なお、この同意を得るにあたっては、平常時または災害発生時の避難支援等関係者への個別避難計画情報の提供について説明しなければならない。

(ク) 個別避難計画情報の提供・取り扱い

町は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自治会等など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人および避難支

援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ必要な限度の個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、個別避難計画の漏えいの防止等必要な措置を講じることその他当該個別避難計画に係る避難行動要支援者および第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じる。（留意事項については、避難行動要支援者名簿情報の提供・取り扱いと同じとする。）

(ケ) 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者が円滑に避難（場）所へ移送されるように、あらかじめ、運送事業者等の協力を得ながら、移送先および移送方法等について定めるよう努める。

(コ) 支援体制の整備

町は、自治会等との連携により、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、避難行動要支援者やその家族の積極的な協力が得られるよう努める。

(ク) 防災設備等の整備

町は、[※]緊急通報システムを活用するとともに、一人暮らし高齢者や障害者を対象に協力員（ボランティア）等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置および火災報知器等の設置を推進する。

※ 緊急通報システムとは、おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者等の緊急時の対応および安否確認を行うためのもの。センサーやペンダント式による通信システムがある。

(シ) 相互協力体制の整備

町は、自治会等、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、避難行動要支援者の近隣住民等との連携により、避難行動要支援者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(ス) 情報伝達手段の普及

町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）のほか、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

ウ 福祉サービスの継続と関係機関の連携

町は、国や県と密接に連絡を取るとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。

具体的には、関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣等も活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

エ 家族を含めた防災訓練の実施

町は、自治会等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

オ 避難行動要支援者自身の備え

町は、平常時に、避難行動要支援者自身あるいは家族にできる範囲の準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても普及に努める。

(ア) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく。

(イ) 防災用品を非常時からそろえておく。

- (ウ) 貴重物品をまとめておく。
- (エ) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく。
- (オ) 防災訓練に参加する。
- (3) その他の要配慮者の安全確保
 - 町は、県と協力し、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとられる次のような防災環境づくりに努める。
 - ア 長崎外国語大学とのパートナーシップを持続・強化する。
 - イ 外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。
- (4) 福祉避難所の確保
 - ア 指定福祉避難所の指定および公示
 - 町は、施設の土砂災害・浸水等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、要配慮者の円滑な利用の確保するための措置が講じられており、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制その他要配慮者の良好な生活環境が可能な限り確保ができる施設を指定福祉避難所として指定することに努める。
 - 町は、指定福祉避難所を指定した時は、県知事に通知するとともに、公示を行う。
 - なお、指定福祉避難所の公示にあたっては、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。
 - イ 指定一般避難所内の要配慮者スペースの確保
 - 町は、要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、指定一般避難所内に要配慮者のためのスペースを設置するよう努める。
 - ウ 福祉避難所の確保
 - 町は、協定等により、施設の土砂災害・浸水等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制その他要配慮者の良好な生活環境が可能な限り確保ができる施設を、福祉避難所として確保することに努める。
 - なお、福祉避難所のうち指定福祉避難所の基準に適合するものについては、指定福祉避難所として指定し、公示することに努める。
 - エ 町域を超えた要配慮者の受入体制の構築
 - 町は、県または近隣市町と連携を図りながら、町での受け入れが困難な在宅の要配慮者がいる場合、町域外の受入体制を構築する。
 - オ 福祉避難所の設備
 - 町は、県等と連携を図りながら、要配慮者が避難生活を送るために必要となる施設の整備（バリアフリー化、空調設備、情報関連機器、洋式トイレ等）、車椅子、簡易ベッド等の設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品および授乳に配慮するための設備といった女性や子育て家庭に十分配慮した設備の配備に努める。
 - カ 支援対策要員の確保
 - 町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。
 - なお、広域避難時の要配慮者の支援体制における町や保健所、福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、県の支援を町が要請する。

4. 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

- (1) 町は、県等と協力し、ボランティア精神育成のため、積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりに取り組んでいく。
- (2) 町は、県等と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成19年3月）」を参考

に、災害時におけるボランティア活動のため、次のような整備を推進する。

- ア 災害時のボランティアの窓口となるセクション（町社協災害ボランティアセンター）の整備
- イ ボランティア団体間のネットワークの確立
- ウ コーディネーター養成
- エ 医療・看護等専門分野のボランティアの登録等

(3) 町は、災害ボランティアの受け入れに当たって、県や町社会福祉協議会と連携して次のような業務を行う。

- ア 災害ボランティアに関する受付けや被災者ニーズの把握、コーディネート
- イ 情報の収集・提供
- ウ ボランティア活動支援資金の募金
- エ 関係機関との連絡調整等

第17節 緊急輸送活動体制の整備

1. 緊急輸送施設の整備

町は、災害発生時の緊急輸送活動のために、確保すべき輸送施設（道路、港湾等）および輸送拠点について把握しておく。

2. 緊急物資の受入拠点等の整備

緊急物資の受入拠点の確保に努める。

町は、主な避難所または広域からの交通アクセスに優れた立地の既存施設を活用し、救援物資の受入拠点の開設に努める。この場合、あらかじめ適切な施設を選定し、施設管理者の同意等を得ておくこととする。また、受入拠点における物資情報管理、仕分け、分配、輸送等の運営は、災害応援協定の締結により、専門知識・ノウハウを有する民間の物流事業者を活用することを検討する。

3. 町内ヘリポートの場所

- (1) 町は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめヘリコプター離着陸適地について、関係機関と協議の上、確保する。
- (2) 離着陸適地は、資料編のとおりとする。

町は、県、自衛隊等関係機関と定期的に協議を行い、地形、交通の便、人口等を勘案しながら、ヘリポートの適地の検討を行い、必要に応じて見直す。
- (3) ヘリコプター離着陸適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関および住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるとともに、また、災害時の利用について、あらかじめ協議しておく。

資料編：ヘリコプター離着陸適地

第18節 医療・保健に係る災害予防対策

1. 医療施設の災害に対する安全性の確保

- (1) 町は、西彼保健所および県と協力し、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者（開設者）が実施する次の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援に努める。
- ア 医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること。
 - イ 医療施設の施設や設備等の常時点検を行うこと。
 - ウ 医薬品等の備蓄を推進すること。
 - エ 医療施設の職員および入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
 - オ 災害時の医療活動の実施、入院患者の避難方法、新たな入院患者の受け入れへの対応等について定め、職員への教育を行うこと。
 - カ 必要に応じて、入院患者の移送先医療施設や避難経路を確認するとともに、移送先医療施設と受入体制等の調整を行うこと。
 - キ 自治会等の協力を得て避難等安全確保の方法を定めること。
 - ク 医療施設の職員および入院患者に対し、避難訓練を実施すること。
- (2) 医療施設の管理者（開設者）に対して行う医療施設における消火器具、警報器、避難用器具等の整備保全および電気器具、石油その他の危険物の適切な管理に対する指導について、町は西彼保健所に協力する。
- (3) 放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずる恐れのある物を取り扱う医療施設の管理者（開設者）に対し行う災害の発生時におけるこれらの物の取り扱いの指導について、町は西彼保健所に協力する。

2. 災害時医療体制の整備

- (1) 町内における体制整備
- ア 町は、あらかじめ日本赤十字社長崎県支部と災害救助法による医療等の実施に係る委託契約を締結し、災害時における救護班の確保を図る。
 - イ 町は、二次医療圏を勘案し、西彼保健所の支援を求めて、災害時医療体制の整備を図る。
- (2) 西彼杵医師会との連携
- 町は、県と協力し、あらかじめ災害時の医療救護に関する西彼杵医師会との協定を締結し、災害時における医療救護班の確保を図る。

3. 医薬品等の安定供給の確保

- (1) 災害時情報網の整備
- 町は、県と協力し、医療機関、医薬品等関係団体、西彼杵医師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集および連絡体制の整備に努める。
- (2) 災害時における医薬品等の搬送体制の確保
- 町は、県と協力し、災害時における医薬品等の搬送のための手段の確保に努める。
- (3) 医薬品等の円滑な供給
- 町は、県と協力し、緊急用医薬品等を備蓄するとともに、医薬品等の円滑な供給を図る。

第19節 応急救助等における防災体制の整備

1. 町における防災体制の整備

町は、他市町との災害援助協定の締結、応急仮設住宅建設用地の把握、救助物資の備蓄または物資供給に係る関係業者との協定の締結等により、災害発生時に災害救助法による応急救助が迅速かつ適正に実施されるよう防災体制の整備に努める。

2. 災害時の応急救助に係る計画の整備

町は、災害救助法による応急救助の迅速かつ円滑な実施に資するため、地域防災計画を見直し、その周知徹底を図る。

3. 災害時の緊急物資調達計画の整備

(1) 備蓄または調達の基本方針

ア 町は、県や関係各部署において協議し、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料・医薬品・その他の物資についてあらかじめ備蓄または調達体制を整備しておく。

イ 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、緊急物資の調達が困難になる事態が想定されることから、流通備蓄と現物備蓄の特性を踏まえ、適切な配分により備蓄を行う。

(2) 緊急物資の備蓄拠点等の整備

ア 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難（場）所の位置を勘案し、体制の整備を図る。

イ 備蓄拠点については、輸送拠点として指定し、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

(3) 緊急物資の備蓄・輸送・配布の体制の整備

ア 町は、県と協力し、飲料水、食料、生活物資、医薬品、防災資機材等の緊急物資について、町内商業施設との協定による流通備蓄を主として体制を整備する。

イ 町および県においては、自己の保有する物資の備蓄状況について常に把握しておくとともに、町全域の備蓄状況について、町および県間において、平素から情報交換を行い、効果的な運用方法を検討しておく。

(4) 主要災害備蓄物資の確保計画

ア 主要食料の確保

米 穀	災害救助用米穀の供給が流通備蓄でまかなえない場合は、県に要請を行う。
-----	------------------------------------

イ 衣料、生活必需品、医薬品等の確保

医 薬 品	<p>災害のために医療機関が混乱した場合、応急的に医療を実施し、被災者の保護を図る必要がある。このため、救援物資等の協力・供給に関する協定締結事業所の協力を求め、緊急用医薬品等を迅速に供給できるように努める。</p> <p>また、災害時における防疫措置の徹底を図るため、防疫用医薬品を緊急に確保できるよう、あらかじめその流通状況を把握しておく。</p> <p>町の備蓄状況の把握や備蓄内容の統一化を図るなど、災害時に相互支援を行いやすくするための体制づくりに努める。</p>
-------	---

(5) 備蓄または供給協定を締結して調達等の可能数量を把握する物資は次のとおりである。なお、供給可能数量については、毎年見直すこととする。

食料	米穀、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、牛乳・粉乳、その他必要な食料
生活必需品	毛布、タオル、衣類、下着、トレーニングウェア、敷物、卓上コンロ、ボンベ、雨具類、軍手、紙オムツ（大人用）、紙オムツ（子ども用）、ちり紙、鍋、やかん、食器類、バケツ、ポリ袋、マッチ・ライター、ローソク、懐中電灯、乾電池、その他必要な物資

第20節 公共公益施設(ライフライン等施設)の災害予防計画

この計画は、公共公益施設の被害を最小限にとどめるため、日頃から施設の耐震化、幹線系の複数系統化、広域応援体制の確立、他事業者間の連絡等、非常体制の整備を図ることを目的とする。

1. 上水道施設

(1) 施設の耐震性の強化

施設管理者は、水道施設の新設、改良等に際して、日本水道協会制定の指針等によって、十分な耐震設計および施工を行う。

(2) 広域応援体制の整備

施設管理者は、「日本水道協会長崎県支部規則」に基づく要請・応援等を行える体制を整備する。

2. 下水道施設

(1) 施設の耐震性の強化

施設管理者は、下水道施設の施工等に際して、十分な耐震性を有するよう努める。

(2) 広域応援体制の整備

施設管理者は、事業者間での広域応援体制の整備に努める。

(3) 非常体制の整備

施設管理者は、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ災害対応マニュアルを準備しておく。

3. ガス施設

西部ガス(株)長崎支社、(一社)長崎県LPガス協会には、施設について各事業者が策定する災害予防計画に基づき、地震災害に備えるよう要請する。

4. 電力施設(九州電力(株))

九州電力(株)には、日頃から電力施設の設計、建設および保守の面において、災害予防対策に万全を期し、地震災害による被害を最小限にとどめるとともに、非常災害対応体制を整備して、応急復旧活動に努められるよう要請する。

5. 電話施設(西日本電信電話(株))

西日本電信電話(株)には、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に予防措置を講ずるよう要請する。

第21節 相互応援体制の確立

1. 県外への広域相互応援体制の整備

(1) 県外の市町村との相互応援協定の締結

町は、必要に応じ、県外の市町村との間の相互応援協定を締結する。また、町は、県外の市町村からの応援要員の受け入れのための連絡窓口の設置、活動拠点等の確保を速やかに行えるよう県や社会福祉協議会と連携して、体制の整備に努める。

2. 県内の広域相互応援体制の整備

(1) 防災関係機関との協力体制

町は、町内で災害が発生した場合において、応援を求める内容をあらかじめ防災関係機関と確認しておく。

(2) 県内相互応援（消防）

町は、消防に関し消防組織法第39条の規定に基づき、長崎県広域常備消防体制による相互応援を行うこととしている。

(3) 県広域防災相互応援体制

町は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町の応援を求めることもできるが、自主的な相互応援体制として近隣市町相互間の災害応援協定による支援・受援体制を推進する。

第22節 コンピューターの安全対策計画

この計画は、地震発生の際、町庁舎および電算管理委託会社に設置しているコンピューターの一時停止に対する防災対策として、人的被害を最小にするとともに、速やかに再稼働させることを目標とする。

1. 建物に関すること

建物に関し、次のことに留意しておくこととする。

- (1) 天井、照明器具の落下防止
- (2) OAフロアー床の跳ね上がりや落下防止
- (3) 壁、窓ガラスの破損防止
- (4) 避難エリア、通路の確保

2. コンピューターに関すること

コンピューターに関し、次のことに留意しておくこととする。

- (1) 機器の転倒防止
- (2) データファイルの破損防止
- (3) データファイルの定期的なバックアップ

3. 電源、空調および回線設備等に関すること

電源、空調および回線設備等に関し、次のことに留意しておくこととする。

- (1) 電源設備の固定
- (2) 空調設備の固定
- (3) 回線設備の固定
- (4) ケーブルの断線防止

4. 保管庫等に関すること

保管庫等に関し、次のことに留意しておくこととする。

- (1) データファイルの別室への二重保管
- (2) 保管庫類の転倒防止

5. ソフト面に関すること

災害発生時に備え、次のことに留意しておくこととする。

- (1) 防災体制の明確化
- (2) 地震時の処置、手段要領の作成と周知徹底
- (3) 復旧連絡網の整備
- (4) 委託契約および情報セキュリティポリシーの遵守

第23節 竜巻等の激しい突風災害予防計画

特殊な気象条件下において、竜巻等の激しい突風が発生する可能性があり、それによる家屋・農作物に対する被害が予想される。この計画は、これらが発生した場合の対処方法について、啓発・普及に努めるとともに、危険性の高い地域について次の予防策を推進することを目的とする。

1. 竜巻等の激しい突風に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲が必ずしも竜巻を起こすわけではなく、その発生を予測するのは困難である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

竜巻における人的被害、家屋被害などの状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発および被災後の迅速な対応に努める。

(1) 住民への啓発

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介している。

竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓を開けない。 ・ 窓から離れる。 ・ カーテンを引く。 ・ 雨戸・シャッターをしめる。 ・ 地下室や建物の最下階に移動する。 ・ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。 ・ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車庫・物置・プレハブを避難（場）所にしない。 ・ 橋や陸橋の下に行かない。 ・ 近くの頑丈な建物に避難する。 ・ （頑丈な建物が無い場合は）近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る。 ・ 飛来物に注意する。

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

(2) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、危険な場所に止まるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造の頑丈な建築物など安全な場所に誘導を図る。

(3) 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、より安全性の高い場所にとどまるよう周知を図る。

(4) 頑丈な建築物への誘導

木造などの強度が不足する建築物より、可能な限り頑丈な建築物へ誘導を図る。

2. 竜巻等の激しい突風に対する対策

(1) 竜巻注意情報の取得

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(2) 家屋・農作物等の被害防止対策

ア 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備

イ 災害の未然防止を目的として、風害等を受けやすい地域における家屋・農業用の防風施設等の整備

(3) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

第24節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、災害発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、または移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。この計画は、帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図ることを目的とする。

1. 住民への啓発

町は、県と協力し住民に対して、「災害発生時には、むやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。

2. 避難（場）所等の提供

町は、避難（場）所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、避難（場）所の運営体制の整備に努める。また、すでに指定している避難（場）所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

3. 情報提供体制の整備

町は、県と協力し、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、CATV、避難（場）所等における張紙等で周知を図るとともに報道機関とも協力するなど多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備する。

4. 安否確認の支援

町は、県と協力し、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及啓発を図る。

5. 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

町は、県と協力し、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

6. 帰宅困難となる来町者への対策

- (1) 町は、県と協力し、現地の地理に不案内な来町者に対して、避難誘導案内などにより、避難対象地域、避難（場）所等についての周知に努める。
- (2) 町は、公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定める。
- (3) 町は、すでに指定している避難（場）所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

第25節 業務継続計画(BCP)策定計画

この計画は、大規模地震発生時等においても、必要な業務を継続して実施できるよう、業務継続計画(Business Continuity Plan)の策定の推進を図ることを目的とする。

1. 町業務継続計画

町は、防災の一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、住民の生命、身体および財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努める。

2. 事業者の事業継続計画

災害等による企業の事業中断は、企業の存立や地域経済に大きな影響を及ぼすものとして、企業の事業継続計画策定の必要性が指摘されている。

こうしたことから、町は、県と協力し、事業継続計画作成のための情報提供を行うなど、事業者や事業者団体に対し、計画の策定を推進するよう働きかける。

第26節 新型インフルエンザ行動計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)および感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、町全体の態勢を整備するため、「時津町新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成27年2月策定)により、行動するものとする。